平成２４年（フ）第１５５号
群馬県太田市東金井町1238番地
破産者　株式会社上武カラー印刷
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第５０４号
金沢市駅西本町１丁目５番２号
破産者　株式会社ビオスプラス
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第９０号
金沢市駅西新町２丁目５番30号
破産者　有限会社エム・デ・ケ・トレーディング
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第９８号
三重県松阪市湊町148番地の９
破産者　株式会社三栄
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第９号
兵庫県小野市神明町82番地１
破産者　有限会社シモダサービス
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第２８号
福岡県みやま市高田町濃施637番地１
破産者　有限会社オートクラブワイズ
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３９号
長崎県佐世保市世知原町栗迎29番地の４
破産者　吉賀　康雄
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
長崎県佐世保市世知原町栗迎29番地の４
破産者　吉賀　恵美
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
福岡県久留米市田主丸町野田12番地１
破産者　竹下奈穂子
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２５３７号
札幌市白石区本通12丁目南４番５号　ＭＩＫＩハウス201号
破産者　岡本　正思
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５２号
札幌市中央区北７条西12丁目13番地３　サニー北７条マンション408号
破産者　大作　義光
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７号
愛知県清須市須ケ口駅前１丁目26番地　パラディオン須ヶ口701
破産者　齋藤　満子
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第２７８８号
横浜市戸塚区上倉田町259番地　８棟204号
破産者　大越　和彦
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１０号
横浜市神奈川区神奈川本町５番地４　ダイヤモンドマンション403号
破産者　竹内　栄治
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４８号
横浜市南区唐沢33番地　ベルハウス山手303
破産者　是枝　裕之
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７５４号
名古屋市天白区表山３丁目15番地の６　サニーヒル表山４棟104号
破産者　小泉　愼二
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３１４号
愛知県知多郡美浜町大字布土字梅之木22番地４
破産者　淺田　孝子
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８８号
愛知県海部郡蟹江町富吉２丁目131番地、従前の住所愛知県海部郡蟹江町蟹江新田字太郎右エ山67番地１
破産者　飯田　正樹
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３３９号
名古屋市中区錦１丁目７番42号　プログレス錦802号
破産者　福岡　　勉
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４８号
名古屋市緑区乗鞍３丁目151番地　宝交通株式会社309号、従前の住所福井市下江守町第９号26番地２
破産者　大島　正人
1　決定年月日　平成25年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部